

なかべつ

広
報

空とみどりが人をつないでいくまち



中標津町



2026
(令和8年)

7

No.763



今月の表紙



今月の表紙は、6月11日に行われた東小学校運動会名物「鯉の滝のぼり」からの1枚です。
当日は晴天に恵まれ、白熱した運動会となりました。
児童・先生方・保護者のみなさん、大変お疲れ様でした！

Contents

- ②…令和7年度 各会計の決算をお知らせします
- ⑤…国保だより
- ⑧…指定避難所一覧
- ⑪…令和9年度 根室管内町職員採用試験のお知らせ
- ⑬…健康いちばん 熱中症予防
- ⑭…くらしのひろば

決算をお知らせします

令和7年度の水道事業は、給水人口が減少したものの、給水戸数はわずかながら伸びがみられました。
また、老朽化した配水管からの漏水等により有収率（※）はわずかに減少となり、人件費や物件費の増加などにより、事業収支は赤字となりました。
今年度の事業としては、市街地（泉地区等）や重要給水施設における老朽化した配水管の改修工事のほか、配水施設である上水道低区配水池の築造工事などを行いました。そのほか、物価高騰対策として、1月から3月検針分までの水道基本料金を減免しました。
水道事業は「地方公営企業」であり、事業に必要な経費は水道料金でまかなわれています。町民のみなさんへ安全・安心な水道水を安定的に供給していくため、引き続き計画的な更新を行い、事業収支のバランスや財源の確保など、効率的な事業運営に努めていきます。

（※）有収率
「浄水場から出た水の量（配水量）」に対して「料金として収入した水の量（給水量）」の比率。100%に近いほど、作った水が収益に反映されている。（給水量÷配水量×100）

収益的収支の状況（1年間の経営活動に伴い発生する収支）			
	主な予算科目	決 算 額	対前年度比伸率
水道事業収益	給 水 収 益	3億7,030万円	△ 11.3%
	受 託 工 事 収 益	327万円	△ 24.5%
	そ の 他 営 業 収 益	1,173万円	△ 2.2%
	営 業 外 収 益	7,895万円	268.7%
	収 益 合 計	4億6,425万円	2.0%
水道事業費用	人 件 費	6,201万円	5.1%
	物 件 費	1億3,012万円	2.1%
	受 託 工 事 費	319万円	△ 26.4%
	減 価 償 却 費	2億4,640万円	△ 2.9%
	資 産 減 耗 費	478万円	△ 30.8%
	支 払 利 息	2,442万円	6.9%
	そ の 他 営 業 外 費 用	533万円	4,656.4%
	費 用 合 計	4億7,625万円	0.4%
収 益 的 収 支 差 引		△1,200万円	

令和7年度の簡易水道事業は、給水人口が減少したものの、給水戸数はわずかながら伸びがみられました。
また、今年度の事業としては、開陽浄水場の電気設備更新工事のほか、西竹地区における老朽化した配水管の改修工事などを行い、有収率（※）は増加傾向にあるものの、事業収支は赤字となっています。そのほか、物価高騰対策として、1月から3月検針分までの水道基本料金を減免しました。
簡易水道事業は「地方公営企業」であり、事業に必要な経費は簡易水道使用料でまかなわれています。町民のみなさんへ安全・安心な水道水を安定的に供給していくため、引き続き計画的な更新を行い、事業収支のバランスや財源の確保など、効率的な事業運営に努めていきます。

（※）有収率
「浄水場から出た水の量（配水量）」に対して「料金として収入した水の量（給水量）」の比率。100%に近いほど、作った水が収益に反映されている。（給水量÷配水量×100）

収益的収支の状況（1年間の経営活動に伴い発生する収支）			
	主な予算科目	決 算 額	対前年度比伸率
水道事業収益	給 水 収 益	2億 371万円	△3.1%
	そ の 他 営 業 収 益	36万円	△52.4%
	営 業 外 収 益	2億4,436万円	7.6%
	特 別 利 益	—	皆減
	収 益 合 計	4億4,843万円	2.0%
水道事業費用	人 件 費	1,562万円	18.5%
	物 件 費	1億1,322万円	3.7%
	減 価 償 却 費	3億2,631万円	△1.1%
	資 産 減 耗 費	1,659万円	443.1%
	支 払 利 息	2,064万円	6.2%
費 用 合 計		4億9,238万円	3.7%
収 益 的 収 支 差 引		△4,395万円	

一般会計からの繰入金の内訳		決 算 額
水道料金の減免に係る分		942万円
企業債利子償還に係る分		1,100万円
企業債元金償還に係る分		1億 779万円
繰 入 金 合 計		1億2,821万円

資本的収支の状況（資産取得に伴い発生する収支）

	主な予算科目	決 算 額	対前年度比伸率
収入	企 業 債	5億 40万円	181.0%
	補 助 金	2,223万円	1,766.8%
	工 事 請 負 費	8,171万円	皆増
収 入 合 計		6億 434万円	237.1%
支出	建 設 改 良 費	6億7,981万円	206.9%
	企 業 債 償 還 金	1億1,581万円	△ 2.9%
費 用 合 計		7億9,562万円	133.5%
資 本 的 収 支 差 引		△1億9,128万円	

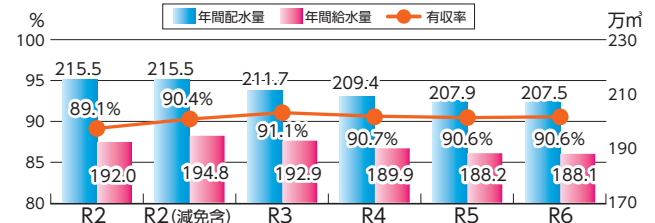
業務量および企業債の年度末残高

年度末給水戸数	年度末給水人口	年度末企業債残高
10,341戸	18,840人	25億6,567万円

配水量・給水量・有収率の推移（m³）

年間配水量	年間給水量	有 収 率
2,103,482 (2,103,482)	1,892,952 (1,828,280)	90.0% (86.9%)

※（ ）は減免ありの数字



資本的収支の状況（資産取得に伴い発生する収支）

	主な予算科目	決 算 額	対前年度比伸率
収入	企 業 債	2億8,140万円	109.4%
	他 会 計 出 資 金	1億 779万円	19.5%
	収 入 合 計	3億8,919万円	73.3%
支出	建 設 改 良 費	2億8,365万円	102.2%
	企 業 債 償 還 金	1億8,743万円	5.8%
	費 用 合 計	4億7,108万円	48.4%
資 本 的 収 支 差 引		△8,189万円	

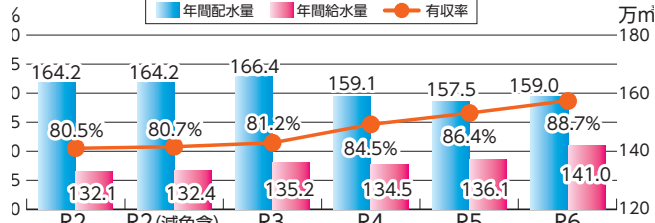
業務量および企業債の年度末残高

年度末給水戸数	年度末給水人口	年度末企業債残高
1,107戸	2,611人	29億2,015万円

配水量・給水量・有収率の推移（m³）

年間配水量	年間給水量	有 収 率
1,572,352 (1,572,352)	1,423,577 (1,369,462)	90.5% (87.1%)

※（ ）は減免ありの数字



令和7年度の下水道事業は、水洗化人口が減少したものの、処理戸数にわずかながら伸びがみられました。
また、降水量の増加による不明水の流入等により有収率（※）は減少し、人件費や物件費の増加などにより、事業収支は赤字となりました。

今年度の事業としては、下水終末処理場における機械・電気設備の更新工事のほか、計根別浄化センターの電気設備更新工事などを行い、多額の費用が発生したことから、一時借入金により運営資金の補てんをしました。

下水道事業は「地方公営企業」であり、事業に必要な経費は下水道使用料でまかなわれています。令和8年度からは料金改定を実施させていただき、町民のみなさんの快適な日常生活を支える下水道を維持するため、事業収支のバランスや財源の確保など、より一層、効率的な事業運営に努めていきます。

（※）有収率

「終末処理施設で処理した水の量（処理水量）」に対して「料金として収入した水の量（有収水量）」の比率。

100%に近いほど、処理した水が収益に反映されている。

（有収水量÷処理水量×100）

収益的収支の状況（1年間の経営活動に伴い発生する収支）

	主な予算科目	決算額	対前年度比伸率
下水道事業収益	下水道使用料	3億1,864万円	0.7%
	その他営業収益	3,769万円	28.4%
	営業外収益	5億1,105万円	4.5%
	特別利益	—	皆減
	収益合計	8億6,738万円	3.8%
下水道事業費用	人件費	1,095万円	39.3%
	物件費	3億141万円	15.1%
	減価償却費	5億2,126万円	1.4%
	資産減耗費	860万円	1,353.0%
	支払利息	2,467万円	△5.7%
	その他営業外費用	620万円	17.3%
	費用合計	8億7,309万円	7.0%
収益的収支差引		△571万円	

一般会計からの繰入金の内訳

区 分	決算額
雨水処理経費に係る分	2,987万円
水質規制事務経費に係る分	263万円
不明水処理経費に係る分	1,793万円
高資本費対策経費に係る分	692万円
分流式下水道経費に係る分	1億7,921万円
企業債利子償還に係る分	383万円
企業債元金償還に係る分	4,261万円
繰入金合計	2億8,300万円

資本的収支の状況（資産取得に伴い発生する収支）

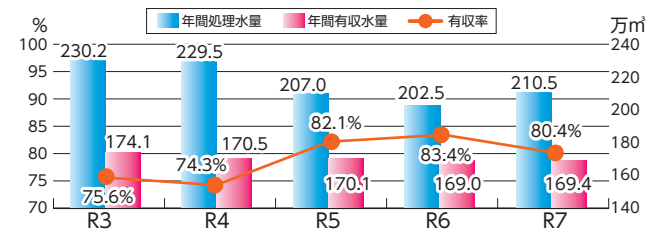
	主な予算科目	決算額	対前年度比伸率
収入	企業債	2億9,460万円	47.0%
	他会計出資金	4,261万円	6.3%
	国庫補助金	5,111万円	△51.3%
	道補助金	7,667万円	2,633.3%
	負担金及び分担金	223万円	19.9%
	収入合計	4億6,722万円	33.5%
支出	建設改良費	3億8,080万円	53.3%
	企業債償還金	3億6,727万円	△0.8%
	返還金	44万円	△43.3%
	費用合計	7億4,851万円	20.8%
資本的収支差引		△2億8,129万円	

業務量および企業債の年度末残高

年度末処理戸数	年度末水洗化人口	年度末企業債残高
9,743戸	17,372人	26億3,121万円

処理水量・有収水量・有収率の推移（㎡）

年間処理水量	年間有収水量	有収率
2,105,335	1,693,626	80.4%



令和7年度決算額

歳 入	歳 出
放牧料	管理費
入牧手数料	事業費
財産収入	公債費
繰入金	
諸収入	
合 計	合 計
6,423万円	6,423万円

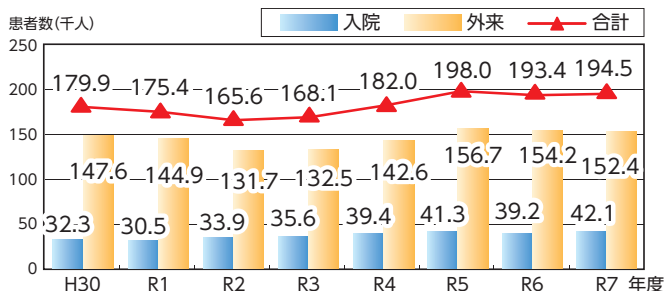
【主な歳出の内訳】

- ◆管理費………消費税、牧場運営委員会などに係る諸経費
- ◆事業費………草地の管理経費など
- ◆公債費………借入金の元金および利子の償還金

令和7年度の病院事業は医師の退職により前年度より1名少ない18名（うち会計年度任用職員2名）でのスタートとなりましたが、関係機関の協力や地域医療パスポートの拡充により、15科での診療体制を維持しました。

経営面では、手術件数の増加などにより診療収入が開院以来の最高額を更新した一方、業務に係る人件費の上昇や物価高騰の影響により、委託料など費用が大きく膨らみ、純損失を計上するとともに令和4年度以来の一時借入を実施しました。

年度別患者数の推移



◆ 本年度の延患者数は入院42,140人、外来152,395人となり、前年度比で入院2,957人（7.5%）の増、外来1,779人（1.2%）の減となりました。居住地別の患者割合は、中標津町が69.0%、管内3町の合計が27.4%と、地域センター病院として根室管内の医療を支えています。

収益的収支の状況（1年間の経営活動に伴い発生する収支）

	科 目	決 算 額	対前年度比増率
病院事業収益	入院収益	19億6,381万円	2.2%
	外来収益	15億5,526万円	2.1%
	その他医業収益	1億7,892万円	△1.2%
	一般会計繰入金	8億7,401万円	△4.2%
	その他の収益	1億3,292万円	△1.9%
	収益合計	47億492万円	0.7%
病院事業費用	給与費	25億4,194万円	5.7%
	材料費	8億2,948万円	△0.7%
	経費	11億7,483万円	4.9%
	減価償却費	3億4,537万円	△0.2%
	支払利息	2,906万円	△0.5%
	その他費用※	2億5,735万円	△13.3%
	費用合計	51億7,803万円	2.9%
	収益的収支差引	△4億7,311万円	

※その他費用の増額は、主に消費税計理における雑損失分の増額。

◆ 診療収入では、入院収益、外来収益がともに増加しており、入院・外来を合わせた診療収入合計は、前年度比で7,557万円（2.2%）の増収となりました。令和2年度から継続して取り組んでいる経営改革の成果によって、診療収入の増加が図られています。

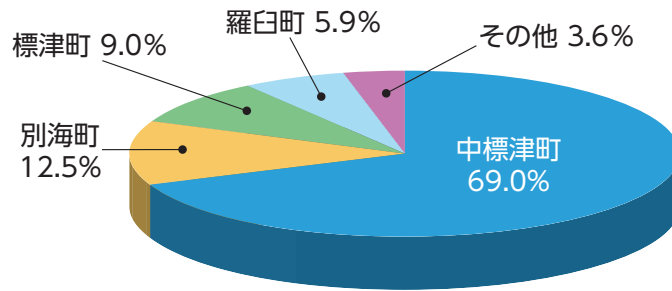
しかし、資本的収支に充てる一般会計からの繰入金が増額となったことで、収益的収支に充てる繰入金が減少しました。結果、収益合計では、一般会計からの繰入を含め47億492万円（前年度比3,213万円、0.7%の増）となりました。

◆ 費用では、令和7年度より導入した医療材料等物流管理システムにより材料費の圧縮が図られましたが、物価高騰が経費全般に影響を及ぼし、特に委託料、手数料は対前年度比で8%以上増加し、費用合計では、51億7,803万円（前年度比1億4,696万円、2.9%の増）となりました。

一般会計からの繰入金の内訳

区 分	決 算 額
救急医療確保経費に係る分	2億5,889万円
保健衛生行政経費に係る分	1,571万円
企業債利息償還に係る分	1,714万円
リハビリテーション医療経費に係る分	1,725万円
小児医療経費に係る分	5,728万円
周産期医療経費に係る分	2,461万円
研究研修経費に係る分	731万円
医師確保対策経費に係る分	3億6,243万円
共済組合、基礎年金負担に係る分	1,231万円
児童手当に係る分	1,198万円
院内保育所経費に係る分	1,512万円
医療の確保に係る分	7,397万円
建設改良、企業債元金償還に係る分	3億2,796万円
繰入金合計	12億196万円

居住地別患者割合（R7年度、入院外来合計）



資本的収支の状況（資産取得に伴い発生する収支）

	科 目	決 算 額	対前年度比増率
収入	企業債	2億6,760万円	△19.7%
	一般会計繰入金	3億2,796万円	13.8%
	補助金	2,734万円	△51.6%
	収入合計	6億2,290万円	△8.1%
支出	建設改良費	2億9,942万円	△23.4%
	企業債償還金	5億7,691万円	15.5%
	支出合計	8億7,633万円	△1.6%
	資本的収支差引	△2億5,343万円	

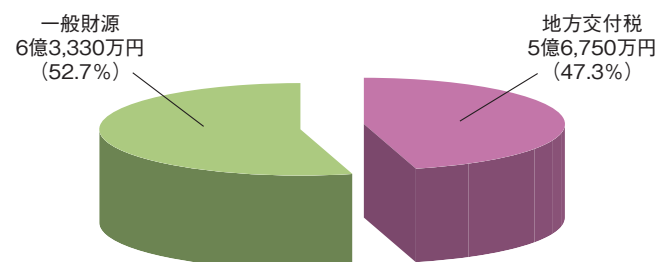
令和7年度の主な建設改良費

受変電設備更新整備工事（2億577万円）
4階東病棟ナースコール設備更新工事（1,320万円）
超音波診断装置（1,452万円）
医療材料等物流管理システム（1,278万円）

◆病院事業に対する一般会計からの繰入金とその財源

病院の運営経費のうち、法令等に基づいて一般会計が負担すべきとされている経費については、地方交付税という形で町に交付されています。

繰入金の財源内訳





●資格確認書と資格情報のお知らせの更新について

令和8年7月31日で有効期限を迎える資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちの方へ
新しい資格確認書または資格情報のお知らせは、7月中旬～下旬頃に黄色い窓あき封筒でお送りします。お送りするものは、マイナ保険証の有無により決まります。
※マイナ保険証の有無は令和8年6月末時点で判定します。

①マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書の有効期限が切れる前の7月中旬頃に、世帯主の方宛に「資格確認書」をお送りします。カード型で色は『薄緑色』です。
新しい資格確認書は8月1日から使用可能となります。
お手元に届いてすぐには使用できませんので、ご注意ください。



②マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」という通知書を世帯主の方宛にお送りします。この通知書は自身の国保の資格を容易に確認することができるように交付するものです。
今年度から、原則70歳以上の方を対象にお届けします。
70歳未満の方の資格情報のお知らせについては、氏名や住所等に変更がない場合は届きません。



〔「外国籍の方」や「学生特例の加入者で今年度中に卒業する方」を除く〕
資格情報のお知らせを紛失・汚損した場合は申請により再交付が可能です。
資格情報のお知らせはマイナポータルの資格情報画面でも代用できます。

マイナ保険証をお持ちの方が医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードを必ず持参しカードリーダーで受付する必要があります。

「資格情報のお知らせ」のみで受診することはできません。

このお知らせは医療機関等のカードリーダーの不具合など何らかの事情で読み取れない場合に、マイナンバーカードと合わせてご提示いただくことで国保を適用し受診することができます。このお知らせの右下はカードのように切り取って持ち歩けるようになっております。

同一世帯内でマイナ保険証をお持ちの方とお持ちでない方がいる場合は、『資格確認書』の方の分+『資格情報のお知らせ』の方の分で『2通』に分けて送付します。

●マイナ保険証をお持ちの方でマイナ保険証を使用することが難しい方について

介助者等の第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある等、マイナ保険証での受診が困難な方（高齢や障がいによるもの）は申請により資格確認書を交付します。

なお、この申請は中標津町国保加入中に1度のみ行うことで完了します。毎年度の届出は不要です。

●限度額適用認定証及び特定疾病療養受療証について

マイナ保険証をお持ちの方は令和7年8月以降取り扱いが変更されています！

●限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証について

マイナ保険証をお持ちの方については交付されなくなります。原則申請も不要です。

しかし区分が70歳未満で区分Ⅰの方及び70歳以上で非課税世帯（区分Ⅱ）の方については、直近1年以内に91日以上入院されている場合、申請することで入院時の食事が減額される場合があります。

●特定疾病療養受療証（人工透析が必要な慢性腎不全の方など）

受療証についてマイナ保険証をお持ちの方には交付されませんが、認定を受けるためには従来どおり申請が必要です。既に認定を受けている方で、マイナ保険証をお持ちでない方には、有効期限を更新した受療証を送付します。マイナ保険証をお持ちの方には、更新された受療証は送付されませんが、更新後の内容について通知を送付します。（マイナポータルでも確認できます。）

●医療機関・薬局での一部負担金の割合

未就学児童 2割	小学生～ 70歳未満 3割	70歳以上※ 2割 (所得が一定以上の方は3割)
-------------	---------------------	--------------------------------

※70歳以上の方は毎年度、前年中の所得により負担割合を判定しています。
令和8年8月～令和9年7月までの負担割合は令和7年中（令和7年1月～12月）の所得で判定します。

●国保の届出はマイナ保険証を使用していても必要です！14日以内に届出をお願いします！

住所や氏名が変わった時、中標津町から転出する時、職場の健康保険に加入した時は、国保の手続きが必要です。中標津町から転出したり健康保険に加入後は、中標津町の国保を使用し医療を受けることはできません。
まだ届け出をされていない方は、早急に届け出をしてください。

問い合わせは、住民保険課 保険年金係（直通 074-0845）まで。

後期高齢者医療制度のお知らせ

資格確認書の一斉更新について

■資格確認書の有効期限が切れます

現在、ご使用の資格確認書は令和8年7月31日が有効期限となっています。8月1日以降は、条件により交付物が変わりますのでご注意ください。

令和8年8月以降の交付物について

◆資格確認書（はがき型）が届く方

- ・85歳以上の方
- ・84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちでない方

◆資格情報のお知らせ (A4サイズ) が届く方

- ・84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちの方

※資格情報のお知らせが届いた方でマイナ保険証での受診が困難な方

資格情報のお知らせが届いた方であっても、
なんらかの理由によりマイナ保険証での受診が
困難であると申請された方には、資格確認書を
交付します。

資格確認書交付を希望される方は、資格確認書交付申請書をお住まいの市区町村窓口にご提出ください。

なお、資格確認書交付申請書は、市区町村の窓口でお渡ししているほか、広域連合のホームページにも掲載しています。

資格確認書

後期高齢者医療資格確認書										
在 籍 期 限 令 和 9 年 7 月 3 1 日 交 付 年 月 日 令 和 8 年 8 月 1 日										
被保険者番号		0 1 2 3 4 5 6 7								
被 保 者	住 所	茨城市浦合町 1 丁目								
	氏 名	広城 太郎							性 別	男
	生年月日	昭和 7 年 7 月 7 日								
	資格取得年月日	平成 2 0 年 4 月 1 日								
負担割合		1割								
負担区分		平成 2 0 年 4 月 1 日								
制度区分		区Ⅱ								
負担区分		平成 2 0 年 4 月 1 日								
療養医療区分		令和 8 年 8 月 1 日								
特別医療区分		区分 A								
受給期間		平成 2 0 年 4 月 1 日								
被保険者番号 及び被保者の住所 番号										
2 9 0 1 1 0 0 9										
北茨城市後期高齢者医療広域連合										

資格情報のお知らせ

[illegible]

マイナ保険証には
こんなメリットがあります！

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

令和8年8月以降の医療機関への受診について



医療機関でマイナ保険証を利用した 受診ができない場合

資格情報のお知らせは、自身の資格情報を把握するための
ものであり、資格情報のお知らせのみで医療機関等の受診は
できません。

なお、マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで、正しい資格情報で医療機関等を受診することができます。

利用登録は簡単！



マイナ保険証の利用登録
をしていない場合も、医
療機関・薬局にマイナ
バーカードをお持ちいた
だくと、その場で登録で
きます。

問い合わせは、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）
住民保険課 保険年金係（直通 ☎74-0844）まで。

後期高齢者医療制度のお知らせ 令和8年度の保険料のお支払い

7月に保険料額をお知らせします 令和8年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

◆保険料の計算方法

①基礎賦課額（以下「医療分」とします。）

均 等 割 【1人当たりの額】 59,963円	+	所 得 割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得－最大43万円) ×11.61%	=	医療分算出保険料 【限度額85万円】 (100円未満切り捨て)
--	---	---	---	--

②子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」とします。）

均 等 割 【1人当たりの額】 1,364円	+	所 得 割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得－最大43万円) ×0.28%	=	子ども分算出保険料 【限度額2万1千円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	--

+

||

- 1年間の保険料の上限額は、医療分85万円、子ども分2万1千円の計87万1千円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和8年度
年間保険料

～令和8年度から【子ども・子育て支援納付金】が追加されます～

この制度は、全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるものです。子どもたちは将来、社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にとってメリットとなります。

令和8年4月から「医療分」と併せて徴収されます。詳しくは上記の《保険料の計算方法》をご覧ください。

■保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）
 ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。
 「納付書」または「口座振替」にてお納めください。
 ※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3)年度途中で新たに制度に加入された方または制度加入中に他市町村から転入された方

※ご注意※
国民健康保険料(税)の口座振替は自動継続されません。再度、金融機関での手続きが必要です。

問い合わせは、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）
住民保険課 国保・高齢者医療係（直通 ☎74-0844）まで。

ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業とは？

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育ての手伝いができる人（提供会員）とで会員組織をつくり、地域での子育てをみんなサポートする仕組みです。

■提供会員になるためには...

- ・20歳以上で心身ともに健康な方
- ・提供会員講習会を受講した方（受講料無料）

令和8年度提供会員講習会

9月14日(月)～17日(木) “こども園かぼの” にて開催予定

※講習内容等の詳細につきましては、町広報8月号のチラシをご覧ください。



提供
会員

受講者

募集

主なお手伝い
・一時的な預かり
・送迎サポート

一緒に中標津町の
子育ての応援
をしませんか？



問い合わせは、子育て支援課 子育て支援係（直通 ☎74-0895）まで。



一時避難場所(屋外)

指定緊急避難場所などに避難する前に、一時的に避難する場所

※身を守るために立ち入ることのできる建物は、基本的にありません。



一時避難場所

番号	大雨	雪	土砂	地震	避難施設名	住所	管理者電話番号(0153)
32	×	×	○	○	丸山公園多目的広場*2	丸山2丁目23番地1	72-0471
33	○	×	○	○	桜ヶ丘児童公園	東3条南10丁目4番地1 外	72-0471
34	×	×	○	○	東7条緑地*2	東7条南1丁目1番地	72-0471
35	×	×	○	○	旭児童公園*2	東7条南3丁目8番地1	72-0471
36	○	×	○	○	白樺児童公園	東14条南10丁目4番地 外2筆	72-0471
37	×	×	○	○	東児童公園*2	東17条南3丁目1番地	72-0471
38	○	×	○	○	旭ヶ丘ふれあい公園	東17条南7丁目	72-0471
39	○	×	○	○	睦児童公園	東27条南1丁目6番地4	72-0471
40	×	×	○	○	中標津保育園広場*2	東3条北3丁目1番地	72-2376
41	×	×	○	○	東中児童公園*2	東14条北4丁目4番地 外1筆	72-0471
42	×	×	○	○	まこと児童公園*2	東29条北7丁目19番地	72-0471
43	×	×	○	○	明生児童公園*2	東38条北3丁目1番地	72-0471
44	○	×	○	○	双葉児童公園	西3条南2丁目1番地	72-0471
45	○	×	○	○	南町児童公園	西8条南9丁目4番地5 外	72-0471
46	×	×	○	○	中標津町営野球場(末広公園)*2	西2条北5丁目1番地	72-0471
47	○	×	○	○	皆川児童公園	西7条北6丁目2番地4	72-0471
48	×	×	○	○	桜児童公園*2	西8条北9丁目	72-0471
49	○	×	○	○	泉児童公園	西11条北9丁目2番地 外	72-0471
50	○	×	○	○	川西町内会館広場	川西2丁目	74-0889
51	×	×	○	○	わんぱく児童公園*2	西町5丁目1番地 外	72-0471
52	○	×	○	○	中標津町運動公園	緑ヶ丘6番地3	73-1131
53	○	×	○	○	旧計根別小学校	計根別北1条西1丁目1番地1	74-0141
54	○	×	○	○	養老牛温泉駐車場	字養老牛688番地1	74-0464
55	○	×	○	○	東西竹へき地保健福祉館駐車場	字西竹972番地4	74-0889
56	○	×	○	○	第二俣落会館広場	字俣落2327番地1	74-0889

*1:大雨の場合は、土砂災害のおそれがあるため、利用できません。

*2:大雨の場合は、浸水するおそれがあるため、利用できません。



指定避難所



指定緊急避難場所



一時避難場所のちがい

一時避難場所は、あくまで一時的に避難するための場所です。主に公園や駐車場が登録されており、近くに逃げ込める建物は、ほとんどありません。

一方、中標津町では、指定緊急避難場所(屋外)には、必ず指定避難所(屋内)が併設されています。

強い雨が降っている場合や冬の寒い時期など、建物の中に避難する必要がある場合は、できる限り指定避難所へ避難しましょう。

町内会などによるルールづくりでは、『まずは最寄りの一時避難場所に集合し、その後、指定避難所へ移動する』などのように取り決めることが有効です。

避難所の場所を確認する場合は下のQRコードを読み取るか「中標津町 ハザードマップ」で検索しよう！



中標津町 ハザードマップ



避難所に関する問い合わせは、総務課防災係(直通 074-0768)まで。

指定避難所等一覧

令和8年度保存版



指定避難所(屋内)

災害の危険から身を守るため、避難してきた方が一定期間滞在する施設



指定緊急避難場所(屋外)

災害の危険から命を守るため、緊急的に避難する場所

指定避難所 兼 指定緊急避難場所

番号	区分				避難施設名	住所	管理者電話番号 (0153)
	大雨	雪	土砂	地震			
1	○	○	○	○	中標津町役場	丸山2丁目22番地	73-3111
2	×	×	○	○	中標津町武道館*2	丸山1丁目6番地	73-1131
3	×	×	×	○	中標津中学校*1*2	丸山2丁目1番地	74-0141
4	○	×	○	○	中標津町総合体育館	丸山2丁目1番地18	73-1131
5	×	×	×	○	丸山小学校*1*2	丸山2丁目4番地1	74-0141
6	×	○	○	○	中標津町総合文化会館*2	東2条南3丁目1番地1	73-1131
7	○	×	○	○	中標津東小学校	東7条南7丁目15番地	74-0141
8	○	×	○	○	広陵中学校	東10条南7丁目1番地	74-0141
9	×	×	○	○	なかよし児童館（東中地区多目的集会所）*2	東14条北4丁目4番地	74-0895
10	○	×	○	○	シルバースポーツセンター	東20条北7丁目3番地	74-0884
11	○	×	○	○	中標津高等学校	西6条南5丁目1番地	72-2059
12	○	×	○	○	西児童館	西9条北7丁目9番地	74-0895
13	○	×	○	○	中標津小学校	西9条北1丁目2番地	74-0141
14	○	×	○	○	南中標津会館	南中16番地	74-0889
15	○	×	○	○	協和会館	字協和4831番地2	74-0889
16	○	×	○	○	豊岡地区会館	字豊岡519番地1	74-0889
17	○	×	○	○	当幌研修館	東当幌20番地17	74-0889
18	○	×	○	○	依橋生活館	字依橋1506番地5	74-0889
19	○	×	○	○	上武佐集会所	字武佐南9線西1番地3	74-0889
20	○	×	○	○	武佐へき地保健福祉館	字武佐北通り東10番地	74-0889
21	○	×	○	○	開陽へき地保健福祉館	字開陽264番地5	74-0889
22	○	×	○	○	中標津町老人福祉センター	計根別本通東6丁目17番地	78-2211
23	○	×	○	○	計根別学園	計根別本通東8丁目1番地2	74-0141
24	○	○	○	○	中標津町交流センター	計根別南1条東2丁目1番地1	73-1131
25	○	×	○	○	上標津へき地集会所	字上標津364番地1	74-0889
26	○	×	○	○	養老牛へき地保健福祉館	字養老牛68番地2	74-0889
27	○	×	○	○	旭新婦人ホーム	字養老牛512番地3	74-0889
28	○	×	○	○	岩谷学園ひがし北海道日本語学校	字西竹1285番地3	78-1022
29	○	×	○	○	俣落会館	字俣落405番地1	74-0889
30	○	×	○	○	拓友館	字俣落1915番地1	74-0889

*1：大雨の場合は、土砂災害のおそれがあるため、利用できません。

*2：大雨の場合は、浸水するおそれがあるため、利用できません。

福祉避難所

介護が必要な方や障がいのある方など、指定避難所では生活が困難となる方を対象に福祉避難所を開設します。福祉避難所は受入態勢を整えた後に開設しますので、まずは最寄りの指定避難所に避難してください。

番号	区分				避難施設名	住所	管理者電話番号 (0153)
	大雨	雪	土砂	地震			
31	○	○	○	○	中標津町総合福祉センター	西10条南9丁目1番地4	79-1231

中標津町生活応援商品券取扱店の募集について

町では、物価高騰の影響を受けている町民の負担軽減を図るとともに、地域内消費の促進による地域経済の下支えを目的として、基準日時点で中標津町の住民基本台帳に登録されている全町民に1人1万円分の取扱店で使用可能な商品券を配布することとし、その取扱店を募集します。

※今回は事業者の皆様向けの案内です。町民の皆様に向けた配布時期や方法等については改めてお知らせします。

●商品券の使用期間 令和8年9月1日～令和8年11月30日

●申込方法

- ・WEB申請（推奨）
- ・「取扱店登録申請書」を中標津町役場経済振興課または中標津町商工会へ提出

●申込期限 令和8年7月17日(金)

※期限を過ぎた場合、商品券配布時に同封予定の「取扱店一覧表」へ掲載されません。町ホームページでは、最新の「取扱店一覧表」として掲載されます。

●その他 取扱店の登録資格および申請書等は町ホームページをご確認ください。



町ホームページ



WEB申請はこちら
※事前に登録資格をご確認ください。

問い合わせは、経済振興課 商工労働係（直通 ☎74-0463）まで。

中標津橋架け替えに伴う迂回路のお知らせ



北海道

◆はじめに

この度、老朽化した「中標津橋」の架け替え工事に伴い、現在の橋を通行止めとさせていただきます。工事期間中は迂回路として仮道および仮橋を設置しますが、「車道については道路敷地の制約」、「歩行者については小中学校や公共施設等へのアクセス」を勘案し、**車両と歩行者のルートが分かれる形態**となります。通行形態が大きく変わるため、近隣の皆様には多大なるご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆迂回路の通行期間

迂回路は**令和8年度8月上旬頃から令和12年度**の期間を予定しています。

◆工事箇所・迂回路案内

迂回路が主要な通行ルートとなるため、交差点での交通規制や通行方法が変更されます。

通行の際には信号機・道路標識・規制看板に十分にご注意いただき、安全運転をお願いします。



◆連絡先・お問い合わせ先

迂回路についてのお問い合わせなどがございましたら、下記までご連絡ください。

事業者：北海道 釧路総合振興局 釧路建設管理部 中標津出張所 道路係（電話番号 0153-72-3213）

通行注意箇所の詳細につきましては、中標津町ホームページ等でご確認いただけます。

令和9年度

根室管内町職員採用試験のお知らせ

根室町村会では、令和9年4月に採用する根室管内4町の職員採用試験（初級職）を実施します。概要は次のとおりですが、詳細は町または北海道町村会のホームページをご覧ください。

募集数等 【中標津町採用】 一般事務職（障がいのある方を含む）、技術職（土木・建築・電気・機械）、測量士または測量士補、保健師、保育士、幼稚園教諭

受験資格 ・短大卒業程度及び高校（専門学校を含む）卒業程度の学力を有する方
・平成15年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方
※町ホームページからその他の詳細をご確認ください

試験日 9月20日(日) **試験会場** 中標津町役場

申込受付 6月29日(月)～7月31日(金)まで ※郵送の場合は締切日の消印有効

町ホームページは
こちら！



問い合わせは、総務課 職員係（直通 ☎74-0757）まで。

令和8年7月1日より 盛土規制法に基づく規制が開始されています

- ✓規制開始後に、右図に示す一定規模以上の盛土や土石の一時堆積等といった行為を行う場合には、あらかじめ「北海道知事の許可」または「届出」が必要となります。
 - ✓規制開始時に既に工事中の盛土等行為については、工事主は規制開始日から**21日以内**に届出が必要となります。
- ※一部適用除外となる行為もあります。
詳しくは北海道HP等をご確認ください。

お問い合わせ先

盛土規制法に基づく規制は北海道が行います。許可申請や相談等は、下記北海道の窓口にお問い合わせください。
北海道 建設部 まちづくり局 都市計画課 宅地係
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-231-4111
mail：kensetsu.tokeil@pref.hokkaido.lg.jp



北海道HP

区域	行為	許可
宅地造成等工事規制区域	①盛土で高さ1m以上の盛土を生ずるもの	2m以内
	②切土で高さ2m以上の切土を生ずるもの	2m以内
宅地造成等工事規制区域	③盛土と切土を同時に伴うもの	2m以内
	④盛土で高さ2m以上の盛土を生ずるもの	2m以内
宅地造成等工事規制区域	⑤盛土又は切土を生ずる土地の面積が500㎡以上となるもの	500㎡以内
	⑥盛土又は切土を生ずる土地の面積が500㎡以上となるもの	500㎡以内
宅地造成等工事規制区域	⑦盛土で高さ2m以上の盛土を生ずるもの	2m以内
	⑧切土で高さ2m以上の切土を生ずるもの	2m以内
宅地造成等工事規制区域	⑨盛土と切土を同時に伴うもの	2m以内
	⑩盛土で高さ2m以上の盛土を生ずるもの	2m以内
宅地造成等工事規制区域	⑪盛土又は切土を生ずる土地の面積が500㎡以上となるもの	500㎡以内
	⑫盛土又は切土を生ずる土地の面積が500㎡以上となるもの	500㎡以内

※1 「盛」とは、地表面が水平面に対し30度を超える傾斜をなす土地で、硬質土（固化した土）を含むものを含む。
※2 盛土の面積が500㎡以上となるものを含む。
※3 盛土の面積が500㎡以上となるものを含む。

有料広告

中標津 別海 家事代行サービス

清掃業務全般 家事代行業務 断捨離 収納アドバイス

新築住宅清掃 中古住宅清掃 社宅清掃

一住宅清掃サービス	一スポット清掃
1LDK 38,500円～	レンジフード 14,300円～
2LDK 44,000円～	キッチン 11,000円～
3LDK 49,500円～	レンジ キッチンセット 22,000円～
平屋戸建て +2万円～	浴室 16,500円～
2階戸建て +4万円～	トイレ 9,900円～
新築住宅 1坪1,500円～	窓ガラス1枚 1,100円～

断捨離 収納アドバイス ゴミ屋敷清掃

- ★断捨離 物の少ない暮らしは心も軽くなる。
- ★収納アドバイス 断捨離後の収納見直し整理整頓。
- ★家の処分、退去に伴うゴミの分別作業などご相談下さい
- ★ゴミ屋敷清掃 お困りの方が多いです。ご相談下さい



お見積無料

☎0153-70-4608

中標津町西町3丁目20-1

家事代行業務

初回お試し2時間 5,500円

通常価格/2時間 6,600円
※1名1時間追加につき3,300円
遠方の方3時間～対応

ふるさと納税返礼品の提供事業者を募集しています！

町では、全国各地へまちの特産品や観光資源の魅力を伝えることで、関係人口・交流人口の拡大を目指し、返礼品をさらに充実させるために、ふるさと納税返礼品の提供事業者を随時募集しています。要件の一部を下記のとおり掲載しますので、関心のある事業者・生産者様は、役場政策推進課ふるさと応援係まで、お気軽にご相談ください。

提供事業者の主な要件

- (1)本町の地元特産品等を取り扱っている法人や個人事業者などであること。
- (2)納期到来分の町税等を滞納していないこと。
- (3)商品情報の開示が可能であること。
- (4)国が定める地場産品、募集経費等の基準を満たすこと。 ほか



現地決済型ふるさと納税の加盟店を募集しています！

町では、関係人口の創出や地域経済の直接的な活性化を目指し、現地決済型ふるさと納税「ふるさと応援納税®」の事業者（加盟店）を募集しています。町内で提供されるサービス（「宿泊」「飲食」「レジャー体験」）などのお支払いを返礼品にできるため、関心のある事業者様は、役場政策推進課ふるさと応援係まで、お気軽にご相談ください。



ふるさと応援納税
サイト

問い合わせは、政策推進課 ふるさと応援係（直通 ☎74-0727）まで。

健康づくり推進計画 中間評価を実施しました



町では「第2次中標津町健康づくり推進計画～なかなか健康なかしべつ～」の中間評価を実施しました。

アンケート結果からは、健康診査の受診率が向上した一方で、運動習慣や野菜摂取などに課題が見られました。

町では今後も、
健康寿命の延伸を目指し、
健康づくり事業や啓発活動を
進めていきます。



問い合わせは、中標津町保健センター 健康推進係（☎72-2733）まで。

令和8年度 自衛官等募集

募集種目	受付期間	資 格	試験期日	採用後の待遇
一般曹候補生	第2回 7月1日～9月1日 (高校3年生含む) 第3回 9月15日～11月20日 (予定数以下の場合)	18歳以上 33歳未満	第2回 1次：9月16日～27日 2次：10月17日～11月1日 ※（内1日） 第3回は受付時に連絡	入隊後2年9か月経過以降選考により 3等陸・海・空曹
（任期制） 2等陸・海・空士	年間を通じて募集中		受付時にお知らせします。	陸1年9か月 海・空2年9か月を1任期とし任用、その後継続任用および選抜試験合格で曹への昇進も可能
航空学生	7月1日～8月28日	18歳以上 24歳未満の者 (高卒者または高専3年次修了者（見込み含む）)	1次：9月19日 2次：10月15日～22日 3次：11月20日～12月16日（海） 11月14日～12月17日（空）	入隊後約6年で幹部自衛官パイロットになるコースです。
防衛大学校学生 防衛医科大学校学生 防衛医科大学校看護学科	お問い合わせ下さい。			



平和を、仕事にする・陸海空自衛官募集

動画配信中



問い合わせ先：標津郡中標津町東1条南1丁目 中標津地域事務所 ☎0153-72-0120

健康★いちばん

中標津町保健センター 健康推進課 健康推進係

なかなか健康なかしべつ熱中症予防
「まだ大丈夫」が危険！誰でもなる
“夏の危険”を知って予防しましょう。

気温による 暑さのレベル（目安）

気温（目安）	暑さレベル
35℃以上	危険
30～34℃	厳重警戒
25～29℃	警戒
21～24℃	注意
20℃以下	ほぼ安全

「自分は大丈夫」と油断せず、熱中症を予防し、元気な夏を過ごしましょう。

！こんな症状に注意！

- ☑めまい
- ☑頭痛
- ☑吐き気
- ☑だるさ
- ☑筋肉のけいれん

症状がある場合は、涼しい場所へ移動し、水分・塩分を補給しましょう。改善しない場合や、意識がはっきりしない場合は、

すぐに医療機関を受診してください。



熱中症を防ぐポイント



こまめな水分補給

のどが渇く前に水や麦茶を飲みましょう。汗を多くかく時は塩分補給も大切です。



室内でも暑さ対策

エアコンや扇風機を活用し、室温を28℃以下、湿度を60％以下に保ちましょう。



外出時は暑さを避ける

帽子や日傘を利用し、日陰を選んで歩きましょう。無理をせず、こまめに休憩を取りましょう。



体調管理を意識

睡眠不足や疲労、二日酔いは熱中症のリスクを高めます。バランスのよい食事と十分な睡眠をとりましょう。



詳しくは、中標津町保健センター（☎72-2733）まで。



令和8年度

中標津町地産地消レシピコンテスト作品募集

テーマ

「チーズ」を使ったレシピ

募集部門
対象者
応募方法

・小学生の部 ・中学生の部 ■応募締切 8月26日(木)まで
・中標津町に住民票のある小中学生 ・個人、グループどちらでも可
応募用紙に必要事項を記入し、作品の写真を添付のうえ、学校設置の応募箱、郵送、持参、電子メールによりご応募ください
※応募用紙は町ホームページからダウンロードできます
最優秀賞、優秀賞、審査員特別賞を各部門から1点
〒086-1047 中標津町東7条北3丁目3
中標津町保健センター TEL 72-2733
メール h-hokenshidou@nakashibetsu.jp



入賞された方および
1次審査通過者には
副賞を贈呈します



中標津町食育
キャラクター
「いもしい」

問い合わせは、中標津町保健センター（☎72-2733）まで。

認知症初期集中支援チームとは？



1

最近、母がよく物を
なくしたり、
物忘れをすること
が増えて...



認知症初期集中支援
チームで一度自宅に伺
わせていただきますね。

2

認知症初期集中チームがすること(例)

- ・体調確認
- ・認知機能、身体機能の評価
- ・病院受診や介護保険申請の勧め



私たちに
お任せ
ください！

3

認知症の方が住み慣れた
地域で自分らしく暮
らし続けていけるよう
にサポートします！



4

認知症初期集中支援チームによる訪問希望、認知症に関する相談等は、中標津町地域包括支援センター（直通 ☎74-0867）まで。

くらしのひろば

Information

- 中標津町役場 計根別支所 078-2211
- 中標津町保健センター 072-2733
- 中標津警察署 072-0110
- 中標津消防署 072-2181
- 中標津町立病院 072-8200
- 中標津保健所 072-2168

中標津町では町民のみならずへ緊急的に情報提供が必要な場合に備え、中標津町緊急情報メール（キキボウ）にて情報発信を行う体制を整備しています。登録については、次のアドレスに空メールを送信してください。
nakashibetsu@raiden.ktaiwork.jp



健康

乳がん検診のお知らせ（8月分）

所 町立中標津病院

時 8月3日（月）～31日（月）月・金曜日

※受付は①14時～②14時30分～③15時～
※子宮頸がん検診との同時受診を希望される方は、①14時～②14時30分～となります。

内 問診、マンモグラフィ撮影
対 40歳以上の女性

（検診の間隔は2年に1回、令和7年度に町の検診を受けていない方）
※ペースメーカーの使用、豊胸手術をされている方は、かかりつけ医にご相談ください。

他 受診する際は、保健センターへご連絡ください。検診券を発行します。

申 問 中標津町保健センター

骨粗鬆症検診のお知らせ（8月分）

時 8月4日（火）～8月27日（木）の毎週火・木曜日

※受付は10時30分～11時
所 町立中標津病院

内 問診、骨密度測定（腰椎・大腿（太もも）骨、診察）

対 20歳以上の方

定 1日2人

対 7020歳～2,700円
7469歳～1,300円

中標津町国民健康保険、後期高齢者医療

保険、生活保護世帯の方…無料
申 問 中標津町保健センター

子宮頸がん検診のお知らせ（8月分）

時 8月3日（月）～31日（月）月・金曜日

※受付は8時30分～11時
※乳がん検診と同時受診を希望される方は、①14時～②14時30分～となります。

内 頸部細胞診、腔エコー検査（希望者のみ）
対 20歳以上の女性

（検診の間隔は2年に1回、令和7年度に町の検診を受けていない方）
※2,000円（70歳以上1,300円）
腔エコー検査は1,760円

他 受診する際は、保健センターへご連絡ください。検診券を発行します。

申 問 中標津町保健センター

一般

マイナンバーカード 夜間・休日窓口について

マイナンバーカードの受け取り、券面事項の変更、電子証明書の更新手続き等について、平日や日中の来庁が困難な方は、マイナンバーカード夜間・休日窓口を開設します。ご利用ください。

時 夜間窓口 7月16日（木）18時～19時45分
休日窓口 7月26日（日）9時～17時

問 住民保険課 戸籍住民係
074-0846

年金相談所開設のお知らせ

釧路年金事務所の年金相談所が次の日程で開設されます。相談は完全予約制です。

時 8月4日（火）13時～17時

所 中標津町役場 2階201会議室
申 釧路年金事務所

0154（25）1522

※電話をかける自動音声がかかります。最初の案内で「1」を、次の案内で「2」を押してください。お客様相談室につながります。

議会報告会&ミルクカフェを開催

これまでと趣向を変えて「議会報告」のあとは、議員と楽しくおしゃべりをしませんか？議員15名がみなさんの参加をお待ちしています。（計根別・市街地の2会場で開催）

詳細は決まりしだい、折込チラシ、ホームページ等でお知らせします。

時 ①7月28日（火）②7月29日（水）
所 両日19時30分

①交流センター（計根別）
②総合文化会館（しるべつ）

問 議会事務局 議事係
074-0912

日本赤十字社の活動資金にご協力を

日本赤十字社は、「人道」の理念のもと「いのちと健康、尊厳を守る」ため、世界各地での救護活動はもとより国内での災害救護、血液事業、医療活動、社会福祉事業など、様々な活動を行なっています。

これらの活動資金は、皆様から寄せられる「社費」と「寄付金」で成り立っており、例年、中標津町分区分では、町内会をはじめ赤十字奉仕団、企業等のご協力をいただき赤十字社資の募集を行なっております。また、店頭に募金箱を設置していただける店舗、事業所を募集しております。

なお、赤十字への寄付は確定申告で申告いただくと、所得税や法人税などの優遇措置が受けられます。皆さんのご理解とご協

力をお願いいたします。
問 福祉課 社会福祉係
074-0884

中標津町殉公者追悼式について

先の大戦における戦没者および公共のためその職に殉じられた方々に対し、追悼の誠を捧げるとともに、平和への誓いを次の世代へと継承するため、中標津町殉公者追悼式を執り行います。

ご遺族の代表の方、ご来賓の方々には、案内状をお送りしています。

なお、一般参列をご希望される方につきましては、参列の申し込みが必要となりますので、担当までお問い合わせください。

時 8月15日（土）10時
所 総合文化会館（しるべつ） コミュニティホール

問 福祉課 社会福祉係
074-0884

ごみ収集・最終処分場の日程表

■ごみ収集・最終処分場お休み
■不燃・粗大ごみ収集日
（お住まいの地区の資源ごみと同じ曜日に
行なっています。）

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20 祝日	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	8/1
8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8

問 生活課 環境衛生係
074-0890

サマージャンボ宝くじ発売のお知らせ

『サマージャンボプレミアム（新発売）』と『サマージャンボ宝くじ』と『サマージャンボミニ』が、6月30日（火）から7月31日（金）まで全国で3種類同時に発売されます。

内『サマージャンボプレミアム』

賞金 1等 8億円 4本ほか
（1等前後賞各2億円）

※当選本数は発売総額200億円・4ユニットの場合

『サマージャンボ宝くじ』

賞金 1等 5億円 20本ほか
（1等前後賞各1億円）

※当選本数は発売総額600億円・20ユニットの場合

『サマージャンボミニ』

賞金 1等 3,000万円 60本ほか
※当選本数は発売総額180億円・6ユニットの場合

他抽せん日 8月12日（水）

中標津町では、この宝くじの収益金を活用して、市街地道路などの整備を行っています。

問財政課 財政係

☎（74）0723

「危険物取扱者保安講習」のご案内

危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の保安に関する講習を実施します。

時7月30日（木）

所総合文化会館 しるべつと

対①継続して危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者

（前回講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に受講）

②危険物の取扱作業に従事していなかったが、その後従事することになった方（従事することになった日から1年以内に受講）

③②に該当し、過去2年以内に危険物取扱者免状の交付または講習を受けている方

（免状交付日または受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講）

他受講希望日の2週間前（必着）

他オンライン講習の開催日程・受講申請など

どの詳細については「（一社）北海道危険物安全協会連合会」のホームページをご確認ください。

問根室北部消防事務組合 消防本部 予防係

☎（72）9114

令和8年度第2回北海道警察官採用試験の受験者募集

時一次試験…9月13日（日）

所中標津警察署を含む全道22か所および青森、東京

申期7月1日（水）～8月14日（金）

対A・B区分とも平成3年4月2日～平成21年4月1日までに生まれた方

方原則、北海道電子自治体共同システムによる電子申請

他受験案内は、中標津警察署警務課にて配布しています。

また、詳しく知りたい方は以下の北海道警察採用案内ページのQRコードからご確認ください。



問中標津警察署 警務課

重度心身障がい者・ひとり親等医療費、乳幼児等医療費受給者証の更新について

重度心身障がい者・ひとり親等医療費受給者の方へ交付（更新）申請書を送付しています。ひとり親等医療費は7月3日（金）まで、重度心身障がい者医療費は7月10日（金）までに同封の返信用封筒にて返送してください。

乳幼児等医療費受給者証については、自動更新のため、手続きはありません。なお、更新後の新しい受給者証については、7月末に発送する予定です。

問福祉課 障がい福祉係

☎（74）0885

子育て支援課 保育給付係

☎（74）0894

毎月勤労統計調査特別調査にご回答ください

この調査は、常用労働者が1～4人の事業所における労働者の雇用、給与および労働時間の実態を明らかにするため、7月31

日（給与締切日の定めがある場合には7月の最終給与締切日）現在で実施しています。対象となった事業所には、7月から9月にかけて、知事が任命した統計調査員が訪問しますので、ご回答くださいますようお願いいたします。

なお、調査の内容は、統計以外の目的に使用されることはありません。

問北海道総合政策部計画局 統計課 労働統計係

☎011（204）5146

なかしべつ夏祭りについて

今年の「なかしべつ夏祭り」は8月8日（土）～9日（日）の日程で開催します。

当日の内容の詳細については、チラシ等でお知らせします。みなさんのお越しをお待ちしています。

また、今回の夏祭り会場での出店について、出店枠の空きはありませんので、新規出店の受付は行なっておりません。

問なかしべつ祭り実行委員会事務局（経済振興課 観光振興係）

☎（74）0464

「こみゼロの日」清掃奉仕活動を実施しました

5月31日（日）、ねむる自然の番人宣言「こみゼロの日」清掃奉仕活動を実施しました。民間企業・各種団体、役場職員含め約600名という非常に多くの方々のご協力

で、市街地近郊の町道などに不法投棄されていた約1.8トンのごみを回収していただきました。今後も「きれいな街なかしべつ」を守るための様々な活動を続けていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

問生活課 環境衛生係

☎（74）0890

ごみの焼却（野焼き）は重大な犯罪です!!

野外でのごみの焼却（野焼き）は、町内でも年に数件発生していますが、その量に関係なく、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金（法人については3億円以

下）またはこの両方が課せられる重大な犯罪です。「少しくらいなら…」と面倒くさいから…」「誰も見てないだろうから…」などと安易な気持ちで取った行動が役場消防、警察などに通報が入り、重い結果を招いてしまうことになります。

罪の重さを自覚し、私たちが住む豊かな自然や地域をみんなで守りましょう。

問生活課 環境衛生係

☎（74）0890

町営住宅入居者募集

所泉団地（3階建）西11条北9丁目

3LDK（3階）2戸

（23,200円～36,400円）

※単身不可、世帯向け

泉団地（平屋建）西13条北9丁目

3LDK（1階）1戸

（23,500円～35,000円）

※単身不可、世帯向け

旭第2団地（2階建）東9条南4丁目

2LDK（2階）2戸

（21,200円～31,600円）

西町団地（3階建）西町3丁目

2LDK（2～3階）2戸

（20,200円～30,100円）

計根別団地（2階建）

計根別南2条西3丁目

2LDK（1階）1戸

（15,800円～23,500円）

西町団地（3階建）西町3丁目

中堅所得者向け特定公共賃貸住宅

3LDK（2階）1戸

（51,900円～102,400円）

※家賃の他に駐車場使用料、共益費が発生します。

期7月10日（金）～21日（火）

他申込条件 町税等（負担金・使用料含む）に未納がないこと。入居資格には（所得・暴力団員の制限等）があります。

入居時期 令和8年8月下旬頃を予定

選考方法 運営委員会の意見を聞いて、困窮度の高い方から入居を決定します。

申問 都市住宅課 住宅係

（役場2階窓口④番）

誕生	3(－ 4)
死亡	15(－ 4)
転入	55(－192)
転出	52(－ 84)